

△資料紹介▽

明治初年代の「廣島裁判所民事取扱順序」について

——明治九年三月山口裁判所民事部の『決議録』
調査報告・その二——

廣島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

加藤 高*
紺谷 浩 司**

(解題)

一、廣島修道大学「明治期の法と裁判」研究会が発足して一年ほど過ぎた(当研究会の活動報(注)は「後記」参照)。今回会員方の努力でようやく三本の資料紹介を掲載することができた。その内の二本は当研究会の増田修会員の手になる。まずその一は「広島立志舎の創立とその活動——山田十敏・稿『演説会誌の葛藤』(『広島新聞』明治十三年一月二十七日)同年四月四日)を中心として」であるが、これは増田氏の精力的な資料蒐取とその丹念な精査により、これ迄それほど知られていなかった明治十年代広島地方における自由民権運動の実態——広島立志舎の設立者は広島人日置貫らであったことなど——

を明らかにされたことと同時に当時の自由民権運動に対する警察・裁判所の取調状況や事件審理などが、この時期の広島新聞の報道記事の精査を通して如実に伝わってくる。当時の言論取締の実際を知る上でも、新聞の有する史料的价值に注目すべきと筆者である増田氏は主張されている。その二は「広島法律学校沿革誌(附・講法館・広島法学校・法学講習所・尾道法律学校)」である。増田氏は明治以降の広島弁護士会史について、明治初年の代人あるいは無免許代言人、次に免許代言人そして弁護士として安芸国広島ので弁護活動等に従事していた人達の活動の实情を明らかにすることを意図しておられるが、その過程で明治二十(一八八七)年三月から同二十九(一八九六)年八月末まで法律学校が設立され、実践的な法学教育を施して、当時でも難関の代言人試験に多数の合格者を輩出するなどの実績を挙げた「広島法律学校」という、今では忘れ去られている存在に注目され、その発掘作業に取り組まれた。この法律学校の特徴は在野の代言人組合の努力だけでなく、当時広島控訴院以下の判事・検事の惜しみない協力による、豊富な講師陣に支えられていた点で、当時の全国各地に輩出していた法律学校とはいささか趣きを異にする、と著者は語っておられる。このようにして当時、全国各地に設立された法律学校にも意を払いながら、当時の広島新聞や官報をはじめ多くの文献資料を渉猟しつつ、遂にこの「広島法律学校」終焉の理由などを突きとめられる等、これまで顧みられることなく忘却の

彼方へ没し去られていた観のある法律学校の存在を、法科大学院創立記念論集の中に、甦らせるのも意義がないわけではなからう。最後に紹介する資料は、既に紹介しておいた資料（調査報告）の続稿をなすものである（1）。簡単に本資料紹介の理由を述べるならば、すでに先稿で触れておいたように、明治十年になると漸く全国各県にはば司法の府としての裁判所（府県裁判所に代わり、「地方裁判所」が設置開庁される運びとなるが、現在の某地方裁判所のような呼称でなく、某裁判所（たとえば広島裁判所）の呼称が用いられていた）が置かれたが、法令の不備な状況は依然続いており、訴訟手続きに関しても、明治六（一八七三）年七月十七日太政官布告第二四七号の訴答文例（第一卷原告人の訴状・全十章三十二条、第二卷被告人の答書・全十二章五十条および附録書式全十八号）が、訴訟手続法令の主要な現行法の地位を占めていた時代であった。当時はまた民事訴訟件数が増加の一途を辿る観を呈していた。法令の不備そして当時は専門的な法律知識を身に付けた司法官の養成も緒に付いたばかり、いわば近代的法体制の準備期ともいうべき時代でありながら、新設の裁判所の門をたたく人々のために、当時の司法官は当面、江戸時代の訴訟取扱いに見られたような画一的な文例・書式を執務用の内規として用意し、それによって大量の民事事件を取扱っていたと思われる。本資料は東京裁判所民事課における事務節目を、当初は山口裁判所民事課が、つぎに設置後の広島裁判所民事課が事務取扱いにおける内

規作製の重要な参考資料に用いて、「広島裁判所民事課事務節目」を作り上げ執務上の内規として運用したものの、たとえば附録書式には「済口」（和解）に関する書式等が欠けているなど不備が目立ったことから、更に若干の手直しが早急に必要となったため、本資料のように「広島裁判所民事取扱順序」として改正され、民事課における実務取扱いに役立たせようとしたのではないかと推測している。これら資料相互の検討考察、さらに「決議録」全容の紹介などは別の機会にゆずらざるを得ない。

(1) 紺谷浩司・加藤高「明治初年代の『東京裁判所民事課事務節目』について―明治九年三月、山口裁判所民事課の『決議録』調査報告・その一―（西南学院大学 法学論集、第三七卷第四号、二〇〇五年三月）―九三頁以下。および紺谷・加藤による「明治初年代の『広島裁判所民事課事務節目』について―明治九年三月、山口裁判所民事課の『決議録』調査報告・その二―（西南学院大学 法学論集、第三八卷第二号、二〇〇五年七月）―二三頁以下（なお以下に引用する場合、前者は「東京節目」、後者は「広島節目」と略することを御諒解頂きたい）。本稿もそうであるように前述二つの資料を含んだ原簿冊は、編綴年次が明治九年三月、即ち中国地方諸県に明治維新以降初めて本格的な府県裁判所である「山口裁判所」が開庁された年月を示しており、以後この簿冊―「決議録」という表題が付されている―

には、開設当初の山口裁判所民事課における、裁判事務運用上の諸問題に対するそれぞれの取り扱い対応が文書化され、ほぼ年次順に編綴されている。その中で最も筆者らの注目を引いた史料文書が、前述の「東京節目」であり、「広島節目」である。その内容の紹介は「東京節目」につき前掲九三頁以下参照、「広島節目」については前掲七九頁以下参照。

* 広島修道大学名誉教授

** 広島大学名誉教授・西南学院大学法科大学院教授

【本文および附録・注】

本調査報告は、その一「明治初年代の『東京裁判所民事課事務節目』について」（西南学院大学「法学論集」第三七卷四号（二〇〇五年三月）、その二「明治初年代の『広島裁判所民事課事務節目』について」（西南学院大学「法学論集」第三八卷一号（二〇〇五年七月））に続くものである。

本資料は、現在、広島高等裁判所の保管にかかる「決議録」に収載されている。表紙は白色の厚紙を使用し、中央に大きく「決議録」、右上部に「明治九年三月」、左下部に「山口裁判所 民事課」と黒で墨書されている。なお、「決議録」の文字の右肩にやや小さく「永久保存」と、「明治九年」の右側に「永久保存 第二帙」の朱のスタンプが捺されている。表紙の寸法は、縦二九・〇cm、横一九・七cm、厚さ四・〇cm（綴目の位置）である。

明治初年代の「広島裁判所民事取扱順序」について

本紙は木版青色罫線の和紙で、半葉各一〇行袋綴じて、中央に「広島裁判所」の文字が印刷されている。用紙の寸法は、縦二四・〇cm、横一六・〇cmである。

本文は墨書による縦書きである。附録・書式に多いが、朱書による例示や訂正等が記入されている箇所には*を附し、その旨を注記した。

読み下しの便宜上、各葉とその右左半葉を【○A/B】と記して一行を空け、各章と条との間に一行を、各条の間に一行を、条と次の章との間に二行を空け、原本の末行が空いているものはさらに一行を空けた。

読み下しの便宜上、目次を附加し（【二A】）、各章の見出しの下に、該当する条文を記入した。

本文および附録の前に、「判事横地安信」による「民事課受附落着掛」に宛てた達しがついている。便宜上、これを【○A】とし、本文および附録に通し番号を附した。

用紙の中央には、「広島裁判所山口支廳」の印刷がある。

文字および行の配置につき、できるだけ原文どおりに写し、文字の位置も原文のそれに做ったが（例、做、做、做、原文で用いられている略字（例、扣）や慣用文字（例、雖）、複合文字（例、「トモ」「トキ」）などのうち、ワープロソフトで再現できなかったものは現代表記の文字に置き換えた。

読み下しの便宜上、本文中に「」を補った。また、書式の番号

判事 横地安信

印

が二つ以上表記されているとき、その番号の間に「・」を補った(例、第六條の「書式第五七号」を「第五・七号」に)。

附録中の書式は、第十五号は欠けており、第五・六号は紙の大きさが異なるためか最後に綴じ込まれており、必ずしも番号順には綴じ込まれていない。本稿では、綴じ込まれている書式の番号順に配置した。

書式第六号の用紙の中央に「廣島裁判所民事表」と印刷されている。

訴答文例第十五条(第三十条参照)の書式を参考のため、「附録」の後ろに附した。なお、第十四条(第三十一条参照)の書式は、「調査報告・その一」を参照されたい。

民刑事 課

受付落着掛

民事取扱順序別冊之通改

正本月五日ヨリ施行候条可相心得

候尚刑事初席及ヒ判決書宣

告之節ハ刑事落着掛ニ於テ陪坐

可致候此段相違候事

明治十一年二月二日

廣島裁判所民事取扱順序

廣島裁判所民事取扱順序

目次(作成は加藤 高)

第一章 訴状受理之事(第一條〜第六條)

第二章 答書受理之事(第七條〜第十條)

第三章 審判順序ノ事(第十一條〜二十一條)

第四章 裁判申渡之事(第二十二條〜第二十四條)

第五章 犯罪人取扱ノ事(第二十五條〜第二十九條)

第六章 濟口聞届之事(第三十條〜第三十二條)

第七章 訴状取消及ヒ失踪又ハ死亡者ニ付処分ノ事

(第三十三條〜第三十五條)

第八章 身代限順序之事(第三十六條〜第四十三條)

第九章 訴訟落着順序之事(第四十四條〜第五十條)

【〇A】

【一A】

【二A】

第一章 訴状受理之事

第一條 凡訴訟人^{原告}アレハ門候其姓名ヲ尋キ姓名書

一葉ヲ徴シ人民扣所ニ入ラシム

第二條 訴訟人訴状ヲ呈スレハ訴口詰其訴状ニ通ヲ

受取訴状ノ成規ニ照シ罫紙又ハ代人等ノ当否書

体及ヒ文字等ノ誤リナキカ且勸解不調ノ証^{勸解不調ノ証ハ勸解}

^{係ノ検印アルモノヲ直ニ訴状ニ綴リ込ミテ出サシメ別ニ訴状ニ通ニ写ヲ出サシムルニ及ハス}ノ相違ナキヤラ一覽シ

之レヲ受取訴訟人ヲ扣所ヘ退カシメ其日出訴ノ刻限

迄取集メ置キ出訴ノ順序ニ随ヒ番号ヲ朱書シ受

付係へ出スヘシ<sup>書式第一号
見合</sup>

第三條 訴状ノ成規に違フ乎或ハ勸解ヲ經サルモノハ二心

口論シ改正シテ訴状ヲ呈セシムヘシ若シ用ヒサルモノ

アレハ直ニ所長ヘ具申シ旨ヲ受ケ処分スヘシ

第四條 受付係其訴状ヲ受取レハ訴名ト實際ノ当

否及勸解不調ノ証訴状ノ成規ニ適スルヤヲ点檢シ

明治初年代の「廣島裁判所民事取扱順序」について

所長ニ其旨ヲ具申シ檢印ヲ受ケ訴状受取録ヘ記入

シ<sup>書式第一号
見合</sup> 班数表<sup>書式第二号
三号見合</sup> 二照シ係リ判事判事補正副

二名ヲ記入シ其一通ニ被告人呼出状ヲ付シ訴口詰ヘ渡ス

ヘシ<sup>書式第四号
見合</sup> 此時民事表二葉ヲ作り一ハ係判事ノ表ニ

【一A】

綴込一ハ係判事補ニ付シテ豫メ其主任タル事ヲ知ラシムヘシ<sup>書式第六号
見合</sup>

第五條 訴口詰ハ其訴状并ニ呼出状ヲ訴訟人ヘ渡シ

被告者ヘ送達セシメ且被告者答書ヲ出ス日ヲ示シ

其日ヨリ第三日目初席審判有之ニ付原告人出頭ス

ヘキ旨ヲ言渡シ受書ヲ徴シ其受書ハ受付係ヘ出スヘシ

第六條 受付係訴状ト受書ヲ曩ニ納メ曩表ニ番

号年月日原被告住所身分姓名係官ノ官姓呼出

用罫紙ノ員数及ヒ日々表ヘ式ニ随ヒ記入シ答書

【一B】

出ル迄預リ置クヘシ<sup>書式第五・七号
見合</sup>

一一九（一一九）

第二章 答書受理之事

第三章 審判順序ノ事

第七條 凡答書ニ通ヲ出セハ訴口詰ニテ訴狀ト共ニ收受

第十一條 書記ハ訴答狀ヲ受取置初席ノ当日ニ至レハ係リ

シ 成規ニ隨フヤ否キヤ
点檢スル等訴狀ニ同シ 訴狀ト同番号ヲ朱書シ受付係ヘ出シ

判事補ヨリ原被ノ名刺ヲ受取り見座ヲシテ訟庭ヘ呼

受付係收受セハ被告人ニ來何日初席審判ニ付出頭スヘキ

入シメ係リ判事ヘ其旨ヲ申出判事ノ表ヲ携ヘ訟庭ヘ出〔一〕判

旨ヲ 其日ヨリ第
三日目ヲ云 口達シ受書ヲ徴シ受付係ヘ出スヘシ

事ノ裁判為スニ必用ノ品ヲ供ヘ不都合無キヲ要ス

第八條 受付係ハ答書点檢シテ受付シ訴狀并ニ請書ト

第十二條 判事訟庭ニ出レハ書記原被告ノ姓名ヲ讀上ケ声

共ニ囊ニ納メ其囊ヲ係リ判事補ニ頒配スヘシ

ニ應シ見座原被告ヲ判事ノ前ニ整立セシム 原告ヲ判事ノ右
被告ヲ左ニ立タシム

第九條 判事補ハ訴狀ヲ受取レハ民事表ニ記入シ訴答狀

書記ハ筆紙ヲ供ヘ判事ノ旨ヲ待チ書記スヘシ 書式第八号
見合

ヲ熟讀シ裁判見込及ヒ初席ノ日ヲ記載シ之レヲ判事ヘ

見座ハ訟庭ノ取締ヲナスヘシ

【四A】

出スヘシ

第十三條 審問ノ上引合人ヲ要スルモノハ書記其姓名ヲ書

取り旨ヲ受ケテ呼出狀ヲ出スヘシ

第十條 判事ハ訴答狀ヲ熟閱シ見認ノ廉ヲ民事表ニ筆

第十四條 判事ハ初席シテ其裁判スヘキ目的ヲ極メ其概略

シ一件囊ハ書記ヘ渡シ置クヘシ

ヲ民事表ニ手記スヘシ

但一席ニテ事理審カナラサルモノハ幾席モ重ヌヘク又事

ニヨリ判事補ヲ列座セシムル事モアルヘシ

【四B】

初席審問ノ節口供ヲ書取ルモノハ後日ノ異反ヲ豫防スヘキト要用ノ廉ト判事ノ見込ム処トヲ以テ足レリトス

【五A】

毎々ニ判事判事補列席審問セス各自庭ヲ分チ審問スルモノハ人少事繁淹滞ナカラシムルヲ要スルニアリ

第十五條

判事審理畢レハ裁判見込書民事表二記
シタル処下口書等ヲ判事補ニ示シ残ル処ヲ審訊セシム

第十六條 判事補ハ事ヲ判事ニ受ケ反覆審問シ判事ノ見

込ト同シキモノハ直ニ口供ヲ詰メ判決書ヲ草シ書式第九号
見合

副員ト討論文章字句迄吟味ヲ遂ケ判事へ出スヘシ判

事ノ認ムル所ト判事補ノ見込ト異ナルモノハ更ニ訟庭ヲ開キ判事判事補列席シ判事審問スヘシ若シ判事ノ審訊充

分ナラスト思慮スルトキ其旨ヲ判事ニ告ケ遺漏ナカラシムルハ係リ判事補ノ専務トナス

但原被口供明瞭ナラサレハ事理ヲ失フノ恐レアルヲ以テ判事

席ニ於テ取置タル口供アリト雖尚マ悉サ、ル所アルモノハ訴答書

【五B】

明治初年代の「廣島裁判所民事取扱順序」について

ノ文面ヲ加ヘ順序ヲ追ヒ一紙ノ口供ヲ書記シ原被告ニ捺印セシメ尚ホ其口供中ヨリ必要ノ廉々ヲ摘撮シテ裁判記〔録〕録?へ出シ判決文ヲ草ス可シ

第十七條 判事裁決草案ヲ熟読シ添削スヘキナケレハ

官姓名ヲ手書押印シ且民事表ニ記シ他係リニ
アラサルノ判事エ回シ巡覽ヲ乞フヘシ

第十八條 他判事ハ之ヲ熟読シ疑問アレハ係リ判事ト討

議シ判決ヲ改正スル事アルヘシ

第十九條 他ノ判事回覽畢レハ各檢閱印ヲ捺シ係リ

判事補へ渡スヘシ

【六A】

第二十條 係リ判事補ハ民事表ニ記シ書記受付係へ

付シ清書セシメ里程ニ随ヒ豫メ日数ヲ計リ原被及ヒ引合人アレハ一同へ呼出状ヲ出サシムヘシ

第二十一條 書記裁判記〔録〕録?ヲ清書スレハ篤ト読合ヲ為シ係リ

判事補へ出シ判事補ハ尚副判事補ト読合ヲ為シ之レヲ

判事へ出スヘシ判事一覽シテ書記へ渡シ書記ハ裁決ノ当日迄預リ置クヘシ

第四章 裁判申渡之事

第二十二條 其当日書記判決書ニ裁判所ノ印ヲ捺シ原

被告等ノ姓名簿ヲ判事補ヨリ受取〔一〕見坐へ渡シ訟庭へ

呼入レシメ判事へ申出判事判事補列席シ書記之レニ陪

席シ判事裁決ヲ申渡シ裁判狀ヲ判事補ヨリ書記

ヲ經テ見座ヲ以テ原被ニ渡シ判事補原被告人ニ受

書ヲ出スヘシト口達シ訟庭ヲ退カシメ書記口誥へ達

シ受書ヲ徴シ係リ判事補へ出シ判事補民事表ニ記

シ表面ヲ塗抹シ其受書及ヒ一件曩ニ記スル所ノ訴

訟艱紙ノ數トニ判事ノ検印ヲ受ケ之レヲ受付係へ

渡シ受付係ハ其訴答狀口書裁判記等必要ノ書ノ

ミヲ編冊シ其餘ノ書類ハ囊中ニ入レ訴狀受取録へ

記入塗抹シ日々表及ヒ毎日解訟件數留へ記入スヘシ艱紙

代價ハ裁判狀受書ノ出テタル日ヨリ三日間ニ曲者ヨリ取立

〔七A〕

テ第四十八條ノ如ク取扱フヘシ

第二十三條 裁判言渡シタル後不服ニシテ控訴スルノ届

ケアレハ其届書ヲ判事補検印シテ判事ノ検印ヲ受ケ控訴

届簿ニ編冊シ上等裁判所ヨリ達シアレハ其裁判一件書

類ヲ書記ヲシテ写サシメ添狀ヲ判事補草案シ判事ノ

検印ヲ受ケ庶務課へ渡シ上等裁判所へ出サシメ裁

判執行ヲ中止スヘシ

〔六B〕

第二十四條 成規ニ違フ訴狀ナル歟或ハ出訴期限ノ切レ

タルモノ歟訴訟スヘキ権理ナキ歟ノ訴狀ハ初席審問ノ

節其理由ヲ判事口達シ原告者願下ヲ為サ、レハ其旨

ヲ判事補へ口達シ判事補却下文ヲ草シ判事検印済

ノ上書記へ渡シ清書セシメ裁判所ノ印ヲ捺シ判事補

之レヲ原告人へ下付シ受書ヲ徴シ判事ノ検印ヲ受クヘシ

第十五、十六 号見合 受付係ノ手續キハ第二十二條ニ同シ

〔七B〕

第五章 犯罪人取扱ノ事

第二十五條 訟庭ニ於テ罪ヲ犯ス者アル歟或ハ重軽罪發

式書

覺シ逃走ノ患ヒアルモノハ判事ノ指図ニ隨ヒ見座犯罪者ヲ訟庭ヲ退ケ他ノ訟庭内ヘ入レ監護スヘシ書記ハ判事ニ

事補事由を書記シ判事へ出シ旨ヲ受ケテ檢事へ送達ノ手續ヲ為スヘシ見坐ノ取扱ハ第廿五条ニ同シ

【八A】

旨ヲ受ケ犯罪ノ模様及ヒ証表等ヲ記載シ檢事へ送達シ

罪人モ檢事ヘ引渡スヘシ若シ刑事ノ裁判ヲ經サレハ其民事

ノ處分ナリ難キ事件ハ其旨ヲ各民事表等ニ記入シ裁判ヲ

中止シテ刑事審問ノ畢ルヲ待ツ死刑ニ至ルヘキ者ハ臨機處分

シテ死後証表ノ端緒モ知ル能ハサル等ノ不都合ヲ生セシメ

サルヲ要ス

第二十六條 代言人等裁判官ヘ對シ罪ヲ犯ストキハ判事裁判ヲ

中止スル旨ヲ達シ見坐原被双方ヲ退カシムヘシ

第六章 濟口聞届之事

第三十條 訴答文例第十五条ニ依リ答書ヲ出セハ受付係

一件糞ニ入レ判事補ニ出シ判事補熟読シ成規ニ違フ事ナ

ケレハ檢印シ判事ノ檢印ヲ受ケ受付係ヘ渡スヘシ 書式第十号
見合

【八B】

第三十一條 訴答文例第十四条ノ答書ヲ出シ濟口延期願中尚

原被熟談ノ上再三延期ヲ願フ者アレハ判事補理由ヲ審問シ

事ノ確實ナルハ聞届曖昧ナレハ直ニ裁判ノ手續ヲ為スヘシ 書式
第十一号
見合

清書ス 書式第十七号
見合

第二十八條 判事補一名ノ席ニ於テ第廿五条ノ場合ニ至レハ判

明治初年代の「廣島裁判所民事取扱順序」について

第三十二條 凡席前済口席後解訟及ヒ願下ノ書面ヲ出セハ
判事補之レヲ熟読シ成規ニ倣フモノハ該願書ノ表面ノ

【九B】

餘白ハ番号朱書檢印シ判事ノ檢印ヲ受ケ訟庭へ出シ
原告ヲ呼出シ済口ノ大意ヲ読聞カセ聞届クル旨申
渡スヘシ 書式第十
二号見合

第七章 訴状取消及ヒ失踪又ハ死亡者ニ付処分ノ事

第三十三條 原告者出訴中失踪スル歟或ハ居所ノ分明ナラ
サル等ニテ喚問スル能ワサルトキハ戸長ノ保証書ニ依リ七日間出頭
セサレハ訴状取消スヘキ旨ノ揭示案ヲ判事補草シ判事ノ檢印
済テ之レヲ受付係へ渡シ揭示案ヲ清書シ裁判所門前揭示
場ニ七日間揭示シ出頭セサレハ其期限ノ過キタル翌日被告
人ヲ喚出シ取消ノ判文ヲ付シ受書ヲ徴スヘシ 書式第十三
十四号見合

【一〇A】

手続キハ第二十二條ニ同シ

第三十四條 被告人出訴前後失踪スレハ判事補戸長ノ保証書ニ
依リ原告人へ本人見当ル歟三十六ヶ月或ハ百八十日ヲ過キ其相

続人又ハ証請人へ係リ訴出スヘキ旨ヲ達スル等成例ニ随ヒ判事ノ
決ヲ取りテ処分シ証書へ下ケ札ヲ致シ下付シ置キ裁判結局ノ上
曲者ヨリ取立ツヘシ受付係ノ手続ハ第二十二條ニ倣フヘシ

第三十五條 出訴中原告人死亡シ相続人引続キ訴訟ヲ為ス能ハ
スシテ一旦願下ヲ為サ、レハ却下スヘシ被告人死亡モ亦同シ

第八章 身代限順序之事

第三十六條 身代限ノ裁訴スヘキ事件ニ及ヘハ原被告ノ口書ヲ

【一〇B】

取り裁判言渡シ原被告及ヒ戸長ヲ立會被告人所持品取調
ヘ翌日右調書ニ通ヲ指出スヘク旨原被へ申達シ尚戸長へ添書ヲ
以テ達ス可シ
裁判言渡シタル後判事補規則ノ通揭示案ヲ作り押印シ判事ノ
檢印ヲ受ケ之レヲ受付係へ渡スヘシ 書式第十八
号見合 受付係ニ於テ右揭
示案ヲ清書シテ草案ハ揭示案編冊へ編成シ清書尙通ハ見
坐ニ付シ見坐之レヲ揭示場ニ掲クヘシ尙通ハ当人住居ノ戸長へ達
シ当人住居ノ門或ハ表口ニ掲ケシムヘシ 書式第廿五
号見合

第三十七條 示談ノ上身代限濟方致スヘク旨申立ル時ハ口書ヲ取ルニ及ハス對談書ヲ徴シ然後前条ノ順序ニ從フ可シ

【一一A】

第三十八條 被告人所持品取調書ヲ出セハ判事補之ヲ点檢シ

規則ニ照準シテ不抵償品ハ差除キ抵償品ヲ戸長ヘ揭示中預ケ置受書ヲ取置クヘシ

但不抵償品ノ外糶賣スヘキ財物ナケレハ揭示ヲ為スニ及ハス直ニ證書裏書ヲ為スヘシ

【一一A】

第三十九條 揭示六十日滿レハ判事補入札拂ノ揭示案ヲ作り押印

シ判事ノ檢印ヲ受ケ之レヲ受付係ヘ出スヘシ受付係ニ於テハ右揭示案ヲ清書シ当人住所ノ戸長ヘ送達シ揭示セシメ裁判所並ニ市

街ニ掲クルモノハ見坐現場ニ至リ以前掲ケタルモノト引換ヘ揭示スヘシ

書式第廿五
号見合

【一一B】

第四十條 入札拂ノ揭示ニ及ヘハ原被告人ヲ呼出シ來ル何日何ノ誰

所持品入札拂申付ルニ付原被告代言人共立會入札拂糶賣

高申出ヘク旨達スヘシ

第四十一條 入札拂ノ金高ヲ書出セハ先取ノ順序ニ從ヒ之レヲ割賦

致サセ不足スルトキハ証書並写共出サシメ之レヲ受付係ヘ渡シ同係ニ於テ規則ノ通裏書シ本紙ヘ裁判所ノ印章ヲ捺シ写ハ押

切印ヲナシ本紙ヲ判事補ヘ出シ判事補之レヲ檢閲シ異存ナケ

レハ訴口誥ヘ渡シ口誥ハ之レヲ原告人ヘ下付シ其受書ヲ徴シ判事補ヘ出シ判事補ハ他ノ受書ノ通判事檢印濟受付係ヘ渡スヘシ

受人ヘ追訴スルモノハ受人身代限処分ノ後裏書ノ順序ニ及フヘシ

第四十二條 示談ノ身代限ハ前条ノ順序ニ從ヒ証書ヘ裏書ノ上原告

人ヘ下付シ受書ヲ取ルニ及ハス濟口証文ヘ裏書ノ証書ヲ受取タルノ文言ヲ加ヘサス可シ

受人ヘ掛リ追訴スル者ハ請人ヨリ濟方ノ後濟口証文ヲ出サシム可シ

第四十三條 被告人身代限ノ割賦濟滯金高ニ不足ノ分ヲ請人ヘ掛リ

追訴ヲ出セハ副本ヘ判事補押印シ判事ノ檢印ヲ受ケ先ノ本訴狀ト合綴シ受付係ヘ渡シ呼出狀ヲ認メ被告人ヲ呼出スヘシ

書式第廿号
見合

第九章 訴訟落着順序之事

第四十四條 総テ一件落着ニ至レハ判事補自己扣ノ民事表ヘ濟方云々ヲ記シ結局ヘ席ノ前後ヲ区分シ何月何日濟口裁許却下願下解散

明治初年代の「廣島裁判所民事取扱順序」について

【一二B】

取消檢事廻下記載シ朱ヲ以テ点抹ス可シ一件袋ハ餘白ハ何月何日
濟口歟或ハ何々ト朱書ニシ且点抹シ即日受付係へ渡ス可シ

第四十五條

一件袋受付係へ廻レハ之レヲ直ニ日々濟口件数録式書
第廿一
号見合へ番号ヲ記シ訴状受取録へ朱ヲ以テ点抹シ民事日々表及ヒ

民事表判事扣ノ分共へ記載塗抹ス等第二十二條ニ做フヘシ

一件袋ハ月末ニ至リ之レヲ合輯シテ備置ヘシ

第四十六條

判事補ハ毎月末ニ審理表ヲ制シ之レヲ受付係へ渡スヘシ受
付係ハ裁判表へ比較シ清書シテ所長へ出スヘシ所長ハ之レヲ檢閲シ檢
印シテ庶務課へ渡シ司法省へ出サシム書式第廿二
号見合

第四十七條

民事裁判件数表ヲ編冊スルモ亦同シ書式第廿三
号見合

【一三A】

第四十八條 罨紙代價罰金身代限糶賣代金等ヲ上納スル

トキハ受付係各収納帳ニ記載シ受領証一葉ヲ下付シ通付録
ヲ以テ會計課へ渡スヘシ會計課ハ金員又ハ切手ヲ改メ受取通
付録へ檢印シテ帳簿ヲ返シ金及切手ハ金庫ニ納メ帳簿ニ記載
スヘシ罰金ハ月末ニ纏メテ判文共ニ刑事落着係へ送付スヘシ

【廣島裁判所民事取扱順序 附録の部】

廣島裁判所民事取扱順序 附録

廣島裁判所民事取扱順序 附録目次

- 第一号 訴状ノ書式
- 第二号 訴状受取録
- 第三号 訴訟班数表
- 第四号 被告人呼出状書式
- 第五号 糶表
- 第六号 民事表
- 第七号 民事課日々表
- 第八号 証書へ檢印ノ書式

【一四A】〔表紙〕

(作製 加藤高)

【本文の部・了】

- 第九号 裁判申渡書式
 - 第十号 席前後対談書式
 - 第十号 対談後済口延期願書式
 - 第十二号 済口証文書式
 - 第十三号 原告人失踪等揭示案書式
 - 第十四号 原告人死亡等訴状却下書式
 - 第十五号 ④ 訴状却下書式
 - 第十六号 訴状却下書式
 - 第十七号 召喚日遅不参罰金申渡書式
 - 第十八号 身代限申渡揭示案書式
 - 第十九号 入札払揭示案書式
 - 第二十号 身代限後請人へ係追訴ノ書式
 - 第二十一号 日々済口件数録ノ書式
 - 第二十二号 民事審理表
 - 第二十三号 民事裁判件数表
 - 第二十四号 明治十年七月廿八日決議抜粹
 - 第二十五号 身代限揭示案書式
 - 第二十六号 身代限揭示中(略)裏書
- (筆者らは本文と附録との照合を行なった結果、まず本文第二十四条中に「書式第十五・第十六号見合」と書かれているが、附録第十五号の書式自体見あたらなかったこと、また附録書式の中に第二十四号・第二十六号が見られ、本文条項中にそれらを引用するものが見あたらなかった点があったこととして附録目次は通し番号に整理したことを付記する。)

明治初年代の「廣島裁判所民事取扱順序」について

第一号* 訴状ノ書式

年号	月日	
某 訴 状		
住所	身分	氏名
明治何年何号*		

【一五A】

* 書式番号はすべて朱書につき以下の注記は省略する

* 朱書

【一六A】

第二号
何月何日
判事 姓* 判事補 姓*
何縣何國何郡何村 士族 何某被告人何縣何國何郡何村 平民 何某貸金ノ訴* 金 何圓*

* 欄外に朱で書入れ
「番号」 何千何百
何十」

【二〇A】

第八号 証書へ検印ノ式

原告ノ証書相札候節右証書ノ餘白へ左ノ通

廣島裁判所第何号*

*以下三行朱書

年号月日

判事 何某閔 印〔マル〕

代人 何小区何村第何番屋敷 士族
平民

何 某

引合 京都府第何大区何小区上京何通

西へ入何町第何番屋敷 士族
平民

何 某

貸金催促ノ訴訟審理ヲ遂ケシ處原告代人何某云々

申立

被告代人何某云々申答

引合人何某代人*何某ハ云云申述

* 民事課 の契印〔斜〕あり

【二一A】

第九号 申渡

原告 廣島縣第何大区何小区區安藝國

何郡何村何千何百何拾何番屋

敷 士族
平民 何某代言人

何 某

被告 山口縣第何大区何小区周防國何郡

何村何千何百何十何番屋敷 士族
平民

何某代人 (弟) 至親ノ者ハ住所ヲ異ニ
スルモ亦同シ

何 某

引合 岡山縣第何大区何小区備中國何郡

【二二B】

何村何千何百何十何番屋敷 士族
平民 何某

明治初年代の「廣島裁判所民事取扱順序」について

士族
平民

【二三A】

引合人何某ハ云云弁解セリ

因テ裁判スル左ノ如シ

第一條

云々

第二條

云々

第三條

云々

但訴訟入費ハ各自弁タルヘシ

ハ資料紹介ノ

修道法学 二八卷 一号

一三〇(一三〇)

明治何年何月何日 廣島裁判所

【二三B】

又

明治何年何月何日

代書人 何之誰 印

前書被告人何之誰申上候通熟談ノ上濟方日延約定仕候ニ付来ル何日迄御裁判御猶豫奉願候

*欄外に未で注記と印
「紙幅狭マクニ二行
ヲ残スモノハ此式ニ
ヨルヘシ」

住所

廣島裁判所

某裁
判所
之印

身分

年号月日

原告人 何之誰 印

住所

第十号 席前後對談書ノ式

【二三A】

住所

代書人 何之誰 印

身分

某裁判所長

某訴對決^{後前} 濟口延期願 被告人 何之誰

【二四A】

住所身分何之誰何々ノ儀訴出候ニ付今何日對決^{後前} 原告人へ熟談ノ上濟口日延約定仕候段左ノ通りニ御座候

判事 何某殿

可相渡滞金何円

内金何円 何日可相渡約

【二五A】

残金何円 何々

第十一号 對談後濟口延期願ノ書式

但訴訟入費ノ儀ハ誰ヨリ償却可仕候

何之誰 印

何度目濟口延期願

【二三B】

一金何円何錢

住所

内金何円

今日原告人へ受取

残金何円何銭

何日皆済之約

右ハ何月何日對談延期願書差上置候処尚亦前

書ノ通原被告孰談ノ上濟方日延約定仕候ニ付何日迄

御裁判御猶豫奉願候

但訴訟入費ノ儀ハ誰ヨリ償却ノ約

判事何某殿

第十二号 濟口証文ノ書式

○明治何年何号○*

*朱書

【二五B】

濟口証文之事

住所

身分

原告人 何之誰 印

住所

身分

代書人 何之誰 印

住所

身分

被告人 何之誰 印

住所

身分

代書人 何之誰 印

某裁判所長

明治初年代の「廣島裁判所民事取扱順序」について

【二六A】

【二七A】

【二七B】

一原告人住所身分何之誰申上候被告人住所身分何之誰儀金子入用之由申候ニ付相違モ有之間敷ト存何

年何月何日證書取之金何円用達遣候處期日過去

返済不仕度々催促ニ及ヒ候得共等閑置際期モ無

之難決仕候間無是非去ル何月何日御訴訟申上候

一被告人何ノ誰申上候前書原告人申上候通借入金ノ儀

相違無之候得共借財相嵩當時必至ト差迫返済難

行届終ニ違約仕候段御答申上候

右之通双方申立候処對決後前示談仕滞金何円ノ内金何円

原告人へ受取残金何円新規証文ニ改メ古証文被告人へ

差戻シ且訴訟入費之儀ハ被告人ヨリ償却仕已来訴答無

申分右出入熟談済方仕候間此上再訴ハ勿論控訴不仕

候依之為後証済口証文差上申処如件

住所

身分

年号月日

原告人

何之誰印

住所

身分

代書人

何之誰印

【二八A】

住所

身分

被告人

何之誰印

住所

身分

代書人

何之誰印

某裁判所長

判事 何某殿

【二九A】

第十三号 揭示案

原告人〔住所身分姓名〕ヨリ被告人〔住所身分姓名〕へ相係ル何々ノ

訴訟審問中ノ処年月日原告人某失踪〔又ハ無届ニテ帰歸〕

又ハ召喚ニ及フト雖モ居所相分ラサル旨所役人ヨリ申出ルニ付

年月日ヨリ日数七日間ニ出頭セサルニ於テハ今般ノ訴訟ハ落

着ノ処分ニ可及モノ也

年月日

東京裁判所

【三〇A】

第十四号

原告人何某死亡シ跡相続ヲ為ス者不取極ニ付続テ訴訟答難

致旨申立ルヲ以一旦訴状却下候条相続人相定リ候上更ニ

可訴出事

年月日

某裁判所

【三一A】

第十六号

該訴状何々ノ成規ニ反シ出訴スヘキ權利ナキモノニ付訴

状却下候事

年月日

某裁判所

【三二A】

第十七号

申渡

廣島縣第何大区何小区

何國何郡
何町士族
何村平民

何 某

其方儀召喚當日不遲 參スル科明治十年第何号

布告ニ依リ罰金何円申付ル

第十八号

何 村町

何 ノ 誰

右之者儀何ノ誰ヨリ何々其事目ヲ掲ク 出訴ニ及ヒ吟味ノ上
身代限申付ルニ付若シ何ノ誰ヘ係リ金穀其他諸取
引ノ訴有之者ハ当何日ヨリ来ル何月何日迄日数六十
日内ニ当裁判所ヘ訴出ツヘシ右日限過去訴出ルニ於テ
ハ此度身代分散金ノ分配ニハ不差加者也

年月日

某裁判所

第十九号

何 町村

明治初年代の「廣島裁判所民事取扱順序」について

何 ノ 誰

右ノ者借金出入ノ未吟味ノ上身代限申付ルニ付

所持品左之通来ル何日ニ入札払為致候条入札致度
相望者ハ当日何時同人方ヘ可罷出者也

一 建家土藏

一 所持品何

右何月何日入札払

年月日

某裁判所

【三五A】

第二十号 身代限後請人ヘ係追訴ノ書式

住所

身分

原告人 何之誰

某訴追訴

住所

身分

被告請人 何之誰

一 金 何円 願高

内金 何円 被告人何ノ誰身代
限ノ罰賦金受取

残金 何円

右原告人何之誰申上候去何月何日何之誰ヘ係何々ノ

一三三三(一三三三)

【三四A】

ハ資料紹介ノ

修道法学 二八卷 一号

一三四 (一三四)

【三五B】

何日 何号

儀御訴訟申上候処御吟味ノ末何ノ誰身代限濟方ヲ受
前書之通請取候得共尚殘金ノ儀ハ請人何ノ誰ヨリ
濟方致呉候様御裁判奉願候

年号月日

何之誰 印

住所

身分

代書人 何ノ誰 印

某裁判所長

判事 何某殿

第二十一号 日々濟口件数録ノ書式

【三六A】

何判事補

何日

何号

何号

何日

何号

何号

何号

何号

何号

第二十四号

【三七A】

明治十年七月廿八日決儀抜粹

第一條 裁判結局ノ上曲者ヨリ可取立尤裡

書証書ヘ左ノ通下ケ札致シ可申事

印 * 呼出用罫紙何枚代不納ニ付裁判結

局ノ上曲者ヨリ可取立事

○ * * 下げ札用の穴の意か

* 印を○で囲む

第二條 純粹ノ却下トモ異ナルニ付受取録ヘハ失踪却

下トシ民事裁判表ヘハ却下ノ部類ヘ可組込事

【三八A】

第二十五号

縣大小區

戸長

其區郡村番地某身代限揭示案差廻候条当人

宅前ヘ揭示ノ取計可致候也

但満期ノ節ハ取除キ返上致スヘキ事

年号月日 廣島裁判所

民事課

*

* 朱書

【三九A】

第二十六号

身代限掲示中不訴出者地所建物等規則ノ

通書入又質入アルヲ以テ糶賣金下渡シ不足

相立節左ノ通裏書

表書之元利金何百何拾円ニ相成ル処借主何之誰

他債主ノ為身代限申渡シ本書 書入レノ地所糶賣

代金何百何拾円ニ相成ルニ付右請取り残ル金何拾

何円ハ借主何ノ誰ハ勿論其相續人共ニ至ル迄身代

持直シ次第皆済可致者也

明治何年何月何日

何々裁判所

第二十二号

【四〇A】

		年	
		分	月
明治何年何月何日 調	主理 判事若クハ判事補 何等出仕 姓名	件数	某裁判所民事審理表
		新受	
		舊受	
		既済	
		願下	
		未済	
		三ヶ月以上未済	
		六ヶ月以上未済	
		九ヶ月以上未済	
		一年以上未済	
一年以上未済			
一年以上未済			

明治初年代の「廣島裁判所民事取扱順序」について

一三五（一三五）

【四一A】

明治 年 月 日 調 主理		件数	
		新受	
		舊受	
		既濟	
		未濟	
		濟 已上未	三十日
		濟 已上未	五十日
		已上全	七十日
		以上全	三ヶ月

第五号

【四二A】

* 何											
			三	再	初	席	掛 姓* 判事 姓 判事 補* 主* 副*	何 月何日* 答	何 月何日* 訴 追訴	明 治 年 第 何 号*	何 月何日* 日 訴
			月	月	月						
			月	月	月						
						延	告 被	何 大區 何小區 何國 何郡 何村 何某 平 土 族	何 大區 何小區 何國 何郡 何村 何某 平 土 族	何 月何日* 答	何 月何日* 日 訴
			三	再	初						
			月	月	月						
						期	何 大區 何小區 何國 何郡 何村 何某 平 土 族	何 大區 何小區 何國 何郡 何村 何某 平 土 族	何 月何日* 答	何 月何日* 日 訴	
			月	月	月						
						事 故	何 大區 何小區 何國 何郡 何村 何某 平 土 族	何 大區 何小區 何國 何郡 何村 何某 平 土 族	何 月何日* 答	何 月何日* 日 訴	
			月	月	月						
						結 局	何 大區 何小區 何國 何郡 何村 何某 平 土 族	何 大區 何小區 何國 何郡 何村 何某 平 土 族	何 月何日* 答	何 月何日* 日 訴	
			月	月	月						
						刑 事 廻	何 大區 何小區 何國 何郡 何村 何某 平 土 族	何 大區 何小區 何國 何郡 何村 何某 平 土 族	何 月何日* 答	何 月何日* 日 訴	
			月	月	月						
						願 下 裁 許 席 身 代 限 濟 口 席 前 濟 口 席 後 濟 口	何 大區 何小區 何國 何郡 何村 何某 平 土 族	何 大區 何小區 何國 何郡 何村 何某 平 土 族	何 月何日* 答	何 月何日* 日 訴	
			月	月	月						

*朱書

明治 年 月 日 市民裁判表

第二十三号

件目	件数區別									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
越前										
新訴										
合計										
結	訴状下ケ									
	願下ケ									
局	席前済口									
	席後済口									
裁許										
刑事回シ										
合計										
未決										

局	結	込	見	対談日延期限

（資料紹介）

修道法学 二八卷 一号

【四三B】

一三八（一三八）

参照「訴答文例」

第十四條 商社中取引ノ訴狀

商社中甲ノ商人ヨリ乙ノ商人ニ對シ各種ノ取引ノ米金又ハ物品ノ類ニテ乗合商賣ト稱スル者モ證書確實ナル者ハ之ヲ訴ルヲ得可シ其訴狀ハ取引ノ模様ニ付キ各種ノ本條ニ照ス可シ

先ニ開キシ商社ニ後ニ開カントスル商社ノ妨クルヲ以テ之ヲ訴ルヲ得ス但シ專賣免許ヲ犯スヲ得サルノ法ト相牴觸スルヲナカル可シ

第十三條ヲ
見合ヌ可シ

第十五條 夫妻離別ノ訴狀

夫妻離別ノ訴狀モ住所氏名ノ次ニ夫妻ノ氏名生年及ヒ婚姻ノ年月日ヲ標記シ次ニ其戸長役場ハ届置キタル戸籍人別ヲ寫載シ次ニ離別ヲ爲ス可キ原由ヲ書ス可シ

原告人夫ナレバ其父母若シ父母在ラサレハ祖父母祖父母在ラサレハ尊族ノ親尊族ノ親在ラサレハ同等ノ親同等ノ親在ラサレハ卑族ノ親卑族ノ親在ラサレハ近隣又ハ朋友ノ内二人以上ノ奥書連印ヲ爲ス可シ

附録第六號ヲ
見合ヌ可シ

原告人妻ナルモ前條ニ照シテ其父母親族等ヨリ訴フ可シ若シ事危急ニ出テ親族等ニ告ルニ暇ナキ時ハ自ら訴フ事ヲ得可シ

【了】

(後記)

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会
の活動報告概要

研究会前代表 加藤 高

筆者らが昨年平成十六(二〇〇四)年一月頃―正確な日付がメモ帳を通して判然としない―から最近に至るまでの間に、新しく発足したばかりの研究会がどのような活動を行なってきたか、その概略を報告してはどうか、との会員からのアドバイスにしたがい、簡単なながらこの一年をふり返って研究会の活動を紹介させて頂こうと思う。

最初にまず大雑把に言えば、地域的には広島・山口地方裁判所本庁並びに山口地裁岩国支部が所蔵する明治前期(およそ明治五十年から明治二十年代前半、帝国憲法発布頃までを一応の目安としながらも、少なくとも明治三十一(一八九八)年民法典施行頃までを視野に入れて)の民事事件簿等諸裁判史料を調査し、写真撮影による史料保存活動を、ほぼ毎月一回、定期的に進めている。これらの調査活動に当っては、広島高等裁判所を始め同管内の諸裁判所の多くの関係各位の御理解と御高配を頂いている。ことは云う迄もない。この機会を借りて改めて各裁判所の関係各位に深甚の謝意を表すことを付記しておきたい。

周知のように明治初年から昭和十八年までの民事判決原本が全

国各高等裁判所管内所在の十国立大学法学部に、平成六年秋から平成七年夏までの間に順次、「史料」として「当分の間」移管され最終的にそれらは国立公文書館に移管される運びとなっている。明治維新以降の日本の近代化を、司法の面から見ていく際にはきわめて貴重な資料であり、ある意味では司法文化財と評価しても良いほどの研究価値を有しているだけに、民事判決原本保存の意義は大きい(なお最近、平成十七年六月頃に入手した情報に依れば、全国高等検察庁及び同管内各地方検察庁(区検察庁を含む)管理の明治十五(一八八二)年以前の刑事判決原本が国立公文書館へ移管の運びとなつたとの朗報を得ている)。

ただ明治初年以降の民事判決原本以外の民事裁判史料―筆者らが現在も事例として調査中である広島・山口および松江の各地方裁判所にはきわめて多様な簿冊名称の裁判史料(たとえば訴状受理録、訴訟件名録、却下文書、裁判申渡案自明治五年至同九年、上訴裁判通知録、民事審理表、裁判表等々)が所蔵されている―は、前記判決原本と異なり、昨今いつ廃棄されても不思議ではない状況に置かれている様である。筆者ら研究会会員は、これら判決原本以外の裁判史料文書は、民事判決原本と並んでいわば車の両輪をなすほどの高い史料価値を有しているという共通認識を帯有している。なぜならば明治前期を例にとると、この時期に調査した限りでのこの裁判所でも処理事件数の中できわめて少数の事件が判決に至っているに過ぎず、大半は願下げ、済口(和解)

そして却下で終了している。判決で終了した件数はいわば氷山の一角に過ぎない。少なくとも明治期以降の民事裁判全体の流れを見通すには、例えば当時の民事事件簿の調査は必要不可欠と云えよう。

したがって研究会ではこのような問題意識から毎月一回の調査(写真撮影による資料保存を含む)を―裁判所側とあらかじめ毎回調査当日に次ぎの日程を協議し、調整して決めていくので、たとえば毎月第一月曜日のようにには決まらない―、恒常的に継続して現在に至っている。さらに平成十六(二〇〇四)年二月頃から新たに広島高等検察庁管内の広島・山口・松江各地方検察庁が管理する明治期の刑事判決原本に接する好遇を得ることになった。当時広島高等検察庁の坂井一郎検事長と当会員増田修弁護士との間の折衝を契機に、その後当時の広島地方検察庁の中井憲治検事正らとの間でも同様に了解を得ることができ、このようにして漸く明治期の刑事判決原本を調査対象に加えることができた。この場を借りて併せて坂井検事長(当時)、中井検事正(当時)を始め、その後の検察庁の関係各位に深甚の謝意を表しておきたい。その後さらに研究会では広島大学法学部が当分の間として管理する民事判決原本の中で、主として広島地方裁判所本庁から移管された明治期分を中心に調査を行なうことを決めて、平成十六(二〇〇四)年七月二十三日以降、夏休み期間を利用して調査と写真撮影を続けており―これは近い将来、国立公文書館への移管が実施さ

れるならば、判決原本自体の調査が以後は著しく困難になるとい
う予測にもつき、それ迄の間のいわば駆けこみ調査でもある一、
その結果、現在筆者らはほとんど毎月一回、少なくとも紺谷・増
田と筆者（加藤）の三名は広島・山口の各地方裁判所本庁そして
山口地裁若国支部所蔵の裁判史料調査等、その間に広島地検本庁
の刑事判決原本調査、広島大学法学部の民事判決原本調査に明け
暮れ、そのため資料整理に手が回り兼ねているのが偽らざる現状
である。

つぎに研究会では平成十六（二〇〇四）年十二月十八日、広島
市中区所在の広島市の「市民交流プラザ」で第一回研究報告会を
行なった。そこでの報告は増田修会員による明治十年代の広島に
おける自由民権運動とそれに対する警察・裁判所の言論取締り状
況につき、高知県出身の自由民権論者、山田十畝に焦点を合わせ
ながら、当時の地元新聞等の資料を渉猟駆使して時代の風潮を再
現された観のある興味深い内容の報告であった（これは修道法学
本号（第二十八巻第一号）に掲載している）。研究報告会では、
別に紺谷浩司会員と筆者（加藤高）とが共同調査報告として、最
近広島高等裁判所の陳列コーナー中に在る明治期中心の裁判史料
調査の際に見つかった資料―「明治九年三月、決議録、山口裁判
所民事課」の表題、「永久保存」の朱書が施されている―の中に編
綴されていた明治九年当時における「東京裁判所民事課事務節目」
なる標題の文書を始めとし、以後「広島裁判所民事課事務節目」

明治初年代の「広島裁判所民事取扱順序」について

そして「広島裁判所民事取扱順序」という名称の文書を簡単に紹
介した。これらはいずれも当時の民事法令不備の状況下、増加の
一途を辿っていた民事訴訟事件に対処するため裁判所が編纂した
運用基準と附録として当時の民事裁判の手續順序を裁判事務担当
官に平易に説示したと思われる各種文例書式も含んだ興味深い内
容のもと推測している（これら資料の内「東京裁判所民事課事
務節目」については西南学院大学法学論集第三十七巻第四号（二
〇〇五年三月刊）九十三頁以下に、「広島裁判所民事課事務節目」
も前記西南学院大学法学論集第三十八巻第一号（二〇〇五年七月
刊）二十三頁以下にいずれも前記紺谷・加藤の共同調査報告とし
て公開している。そして「広島裁判所民事取扱順序」についても
前期紺谷・加藤の共同調査報告として修道法学本号（第二十八巻
第一号）に掲載している。）。

当日出席者の中には龍岡資晃氏（当時広島高等裁判所長官）、
草野芳郎氏（広島高等裁判所判事）、椎木緑司氏（弁護士）、椎木
タカ氏（弁護士）、教野文明氏（広島県文書館研究員）、角屋正法
氏（広島市公文書館々長）、大杉薫氏（当時広島市公文書館々員）
の他、森川潤氏（広島修道大学図書館長、人文学部教授・教育文
化史）、緑大輔氏（当時広島修道大学法学部専任講師・現在助教
授・刑事訴訟法・当研究会現会長）、そして増田修氏（弁護士）、
紺谷浩司氏（広島大学名誉教授・西南学院大学大学院法務研究科
教授）、筆者加藤高が出席した。尚その後森川教授が当研究会に

入会されている。最後に研究会の活動内容に直接含まれるか否かは別として、会員間では、明治期を始めとする当時の法学図書文献資料は、裁判史料と共に当時の法文化を明らかにする上で有益且つ重要な学術研究資料である、という認識をも共有している。最近裁判員制度等司法改革の進行する過程で、明治期以降の旧法学図書文献資料が、各裁判所において廃棄処分の対象になっている現状に対して、大学等研究機関がそれらの活用を今後の学術研究のために積極的に実現するよう、微力ながら助力していくことも会員の中では申し合わせ事項としている様である。現に広島修道大学図書館は最近、広島家庭裁判所や山口地方裁判所萩支部等所蔵の明治期を含む旧法時代の法学図書資料の譲与を受けた事を契機に「明治法曹文庫」の設置を現実化している。